

平成23年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成23年3月1日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

平成23年3月1日(火)午前10時開会

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                 |
| 日程第 2 |        | 会期の決定                                      |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 尾鷲市暴力団排除条例の制定について                          |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について                      |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について                       |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 尾鷲市営住宅条例の一部改正について                          |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 平成23年度尾鷲市一般会計予算の議決について                     |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算<br>の議決について         |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予<br>算の議決について        |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成23年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の<br>議決について          |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成23年度尾鷲市病院事業会計予算の議決につい<br>て               |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成23年度尾鷲市水道事業会計予算の議決につい<br>て               |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成22年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の<br>議決について          |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成22年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正<br>予算(第4号)の議決について  |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成22年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補<br>正予算(第3号)の議決について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成22年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第4<br>号)の議決について        |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成22年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第4<br>号)の議決について        |

- 日程第 18 議案第 18 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 19 議案第 19 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 20 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 21 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 22 号 尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について  
(提案説明、審議留保)

出席議員(15名)

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 番 北 村 道 生 議 員    | 2 番 内 山 鉄 芳 議 員  |
| 3 番 端 無 徹 也 議 員    | 4 番 田 中 勲 議 員    |
| 5 番 三 林 輝 匡 議 員    | 6 番 神 保 美 也 議 員  |
| 7 番 南 靖 久 議 員      | 8 番 三 鬼 和 昭 議 員  |
| 9 番 與 谷 公 孝 議 員    | 10 番 大 川 真 清 議 員 |
| 11 番 濱 中 佳 芳 子 議 員 | 12 番 三 鬼 孝 之 議 員 |
| 13 番 高 村 泰 徳 議 員   | 15 番 中 垣 克 朗 議 員 |
| 16 番 真 井 紀 夫 議 員   |                  |

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

- |            |           |
|------------|-----------|
| 市 長        | 岩 田 昭 人 君 |
| 副 市 長      | 横 田 浩 一 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 宮 本 忠 明 君 |
| 市長公室長      | 仲 明 君     |
| 市長公室参事     | 川 口 拓 也 君 |
| 総務課長       | 三 木 正 尚 君 |
| 防災危機管理室長   | 川 口 明 則 君 |

税 務 課 長	奥 村 和 俊 君
福 祉 保 健 課 長	大 倉 良 繁 君
環 境 課 長	野 田 耕 史 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	南 進 君
建 設 課 長	大 屋 一 君
新 産 業 創 造 課 長	奥 村 英 仁 君
水 産 農 林 課 長	小 倉 宏 之 君
水 産 農 林 課 参 事	上 田 敏 博 君
水 道 部 長	佐 々 木 進 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	諦 乘 正 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	中 森 將 人 君
尾 鷲 総 合 病 院 医 事 課 長	世 古 讓 治 君
教 育 委 員 長	平 山 豊 君
教 育 長	畑 中 伸 稔 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	大 川 一 文 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	川 端 直 之 君
教 育 委 員 会 学 校 教 育 担 当 調 整 監	内 山 善 嗣 君
監 査 委 員	桑 原 紘 市 君
監 査 委 員 事 務 局 長	濱 野 薫 久 君

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	山 本 和 夫
議 事 ・ 調 査 係 長	竹 平 專 作
議 事 ・ 調 査 係 主 査	岩 本 功

〔開会 午前 9時59分〕

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより平成23年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

ここで、去る2月19日、ご逝去されました濱口文生前議員のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思いますので、皆様、ご起立の上、ご協力をお願いいたします。黙禱。

（黙禱）

議長（南靖久議員） ありがとうございます。お直りください。

濱口議員におかれましては、10期36年有余の長きにわたり、尾鷲市政の発展にご尽力をいただきました。その功績に対しまして、改めまして衷心より敬意を表したいと思っております。どうか安らかにお眠りください。濱口先生、ありがとうございました。

なお、濱口議員の死去に伴い、議員欠員が生じたので、公職選挙法第111条第1項の規定により、選挙管理委員長あてに議員欠員通知書を提出いたしておりますので、ご報告いたします。

それでは、開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

3月を迎え、日ごとに暖かさを増す季節となりました。本日、議員の皆様方には、平成23年第1回定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会は、新年度に向けての大変重要な定例会でございます。本定例会には議案20件を提出させていただきました。何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立をいたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略いたします。

ここで、本日3月1日から監査委員にご就任されました桑原紘市氏よりごあい

さつをいただきます。ご登壇をお願いいたします。

監査委員。

〔監査委員（桑原紘市君）登壇〕

監査委員（桑原紘市君） 皆様、おはようございます。本日3月1日付で尾鷲市監査委員に選任を受けました桑原紘市でございます。去る1月の市議会臨時会におきまして、選任にご同意をいただきまして、まことにありがとうございました。また、本日は、このように壇上からごあいさつをさせていただく機会をいただきまして、大変光栄に存じております。

私は、34年間、県の職員として勤務をいたしました。その間、20歳代、また30歳代の若いときに市町村の行財政に関する事務に従事したというようなことで、まことに浅学非才の身でございます。地方自治法に監査委員の職務というのが規定されておりますけれど、「市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する」というふうになっておりまして、その職責はまことに重いものであるというふうに認識をいたしております。今後、職務の執行に当たりましては、法に定められておりますとおり、常に公正かつ不偏の態度を保持して全力で取り組む覚悟でございます。そして、監査委員の仕事を通じまして、少しでも尾鷲市政の発展に寄与できればというふうに願っております。

議員の皆様方におかれましては、どうか温かい、そしてまた厳しいご助言とご指導を賜りますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。何とぞよろしくようお願い申し上げます。

（拍手）

議長（南靖久議員） ありがとうございました。今後4年間、よろしく願いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において3番、端無徹也議員、4番、田中勲議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から3月22日

までの22日間といたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの22日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第3号「尾鷲市暴力団排除条例の制定について」から、日程第22、議案第22号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの計20議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました20議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長(岩田昭人君)登壇)

市長(岩田昭人君) 平成23年第1回定例会の開会に当たり、平成23年度当初予算を含めた諸議案についてのご説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

また、議員各位におかれましては、市政の発展と市民の安心・安全な暮らしを実現するために、日夜ご尽力を賜っておりますことに対し、心から敬意を表する次第であります。

まず、組織機構の見直しについてであります。

平成23年度は、第5次尾鷲市総合計画の最終年度であり、計画の実現に努めるとともに、第6次尾鷲市総合計画の策定と今後の発展につながる新たな政策の推進を行うことができる組織づくりが必要であります。このことから、今回の見直しにあっては、管理部門における政策、人事、財政の各分野の独立性を確保しつつ、それぞれ緊密な連携を図ってまいります。

また、まちの活性化を目指し、「魅力あるさかなのまちづくり」や「尾鷲ひのきを活かしたまちづくり」などを積極的に推進できる組織体制への見直しを図ります。

管理部門においては、市長公室より財政部門を独立させることにより、財政機能の独立性を確保するとともに、市長公室での政策の立案・調整機能を強化いたします。

一方、産業分野においては、第1次産業の活性化には、加工・流通分野が深くかかわっているものと考えており、6次産業化の展開を図る観点から、水産農林

課の業務を分離し、魚まち推進課、木のまち推進課、商工観光推進課の3課体制として再編いたします。

魚まち推進課は、水産物の生産、加工、流通を一体的に推進できる体制とし、第1次産業としての水産業の振興と、第2次、第3次産業としての水産加工業その他水産業にかかわる事業の強化とともに、水産業における海洋深層水の利用促進及び調査研究の展開を図ってまいります。

木のまち推進課は、魚まち推進課と同様に、農林産物の生産、加工、流通を一体的に推進できる体制といたします。また、平成24年度から市有林の主伐を実施することに伴い、事業量の増大が見込まれることから、新たに市有林係を設置し、円滑な推進体制を構築いたします。

商工観光推進課においては、魚まち推進課及び木のまち推進課との産業振興全般における連携業務を強化いたします。

このように、生産から流通までを一体的に推進できる体制の整備を行い、各分野での6次産業化を目指した製品開発や販路開拓などの取り組みを含め、3課が連携した体制でさらなる産業振興を図ってまいります。

次に、おわせ元気・満足度アップ事業についてであります。

本市における経済状況が厳しい中であっても、尾鷲らしさや元気を取り戻すために、「魅力あるさかなのまちづくり」をさらに推進していくことがまずは大切であることから、「さかな」を真ん中に据え、産業や教育等の総合的な政策を展開していくため、平成23年度からの新たな取り組みといたしまして、おわせ元気・満足度アップ事業の7事業を進めてまいります。

まず、水産振興関連事業についてであります。

現在、養殖業の経営について厳しい状況が続いております。こうした中であっても、魚類養殖業の副業として二枚貝の養殖が注目されていることに着目し、市が主体となり、アサリ、アカガイ、トリガイの養殖について実証試験を行い、本市に適した海域及び種類の特定制と養殖方法の確立を目指す二枚貝養殖試験事業を実施し、将来的に養殖業経営の安定化と新たな特産物の創出を図ります。

また、地魚や養殖真鯛の活用、姿寿司の開発等、食の魅力づくりに引き続き取り組み、それらを軸にしたまちの活性化につなげていきたいと考えております。

一方、尾鷲の水産業にかかわるさまざまな課題や問題点の整理を行い、今後、必要となる取り組みや施設の利活用、整備計画等について協議を行うことを目的に、尾鷲漁業協同組合を中心とする水産関係団体と市による産地協議会の設立を

準備しており、その活動に対して、おわせみなと産地協議会強化支援事業により支援を行ってまいります。

さらに、早田地区では、地区が一体となって地場の魚介類を活用した特産品の開発や伝統料理の復活、また、特産品の試験通販事業や直販試験事業、外部交流を進めるための情報発信事業などの検討が進められており、この事業に対して漁村集落再生モデル事業により支援を行ってまいります。

次に、食育充実事業についてであります。

地産地消・地元食材の発掘という観点から、三重大学と連携し、輪内中学校において学校給食への地域食材のメニュー化など、地域食材研究事業を推進し、地元食材のよさを児童・生徒に幅広くアピールしていきたいと考えております。また、地元尾鷲の自然、海の資源、産業を知るという観点から、小学校5年生を対象として、県立水産高等学校の実習船「しろちどり」による体験航海を実施いたします。一方、県立水産高等学校の学生には、企業活動における人材確保のため、市内の水産関連会社において企業訪問・体験学習を行っていただきます。

これらの事業を核として、生産者、加工・流通業界、三重大学、学生、地区住民、行政が連携を強化し、高付加価値化や特産品化などを推し進め、「魅力あるさかなのまちづくり」の推進を展開してまいります。

次に、水産振興についてであります。

近年の水産業は、資源の減少や漁業後継者不足による漁業生産量の減少に加え、魚価の低迷などにより生産者や漁協の経営状況が厳しくなっております。この状況に対して、漁業者と漁協、系統組織、水産業関連業種の皆さんと行政が、より一層の連携を図りながら、新しい取り組みに着手する必要があると考えております。

また、平成22年度より尾鷲市水産振興協議会におきましては、地元産木材と石材を活用したアオリイカとイセエビの増殖礁の実証事業という新たな取り組みに着手し、梶賀浦での実証事業を進めております。平成23年度におきましては、尾鷲湾と賀田湾で本事業を実施する予定であり、その成果が期待されるところであります。

次に、後継者対策につきましては、県や三重県農林水産支援センターとの協働で漁業体験教室を開催したところ、体験教室の参加者の中から1名が早田大敷株式会社に長期研修生として採用が決定し、研修に取り組んでおります。今後も、さらなる後継者対策を推進するため、漁業就業フェア等でのPR活動や体験教室

を引き続き開催していくとともに、新たな施策について地元大敷などと協議・検討を行い、担い手の育成に取り組んでまいります。

漁協合併関連につきましては、尾鷲、行野浦、早田の3漁協において、現在、合併協議が進められており、平成23年7月の合併を目指すスケジュールとなっております。

次に、水産基盤整備事業におきましては、漁港防潮扉の動力化事業を平成21年度から進めており、平成23年度に古江漁港3門の整備を行うことで、須賀利漁港1門、大曾根浦漁港1門、古江漁港3門の計5門の整備が完了いたします。また、平成23年度から新規事業として、漁港施設の長寿命化を図るため、施設の老朽化状況の調査や機能診断を実施し、その結果に基づいて機能保全計画を策定し、当該計画に基づく水産基盤ストックマネジメント事業により施設の保全工事を実施してまいります。

次に、林業振興についてであります。

林業を取り巻く環境は厳しく、国産材の価格低迷、生産コストの増加、獣害による苗木への食害などにより、林業の採算性は大幅に低下し、小規模な林業家を中心に林業経営に対する意欲の減退が見られます。これにより林業離れ、森林への関心の低下、地元不在の森林所有者の増加などが進んでしまい、下刈り、枝打ち、間伐等の手入れが行き届かずに放置された森林が多く存在する結果となっております。こうした中、国においては、森林・林業・木材産業の再生のため、平成21年12月に森林・林業再生プランを公表し、10年後の木材自給率50%以上を目指すとともに、国産材の加工・流通構造の改革、「コンクリート社会から木の社会へ」の転換に向けた検討が進められております。これにあわせて、市町村森林整備計画の改正や森林施業計画の森林経営計画への変更など、平成23年度は林業施策の大幅な変革の年となります。また、造林補助メニューもさまざま変わりすると思われ、森林を有効活用し、公益的機能を維持するために、間伐の特別措置法に基づく国・県の補助事業等を活用し、経済的循環を目指した森林整備の充実に努めてまいりたいと考えています。

次に、市有林主伐事業につきましては、平成24年度からの実施に先立ち、平成23年度に口窄地区で試験伐採を行い、県内外の木材市場での価格調査を予定しており、その結果を踏まえた上で、9月に主伐事業の概要を報告させていただきたいと考えております。また、平成24年度からの主伐事業につきましては、市有林から切り出す木材を流通させることにより、尾鷲ヒノキのブランドを再構

築し、民有林を含めた尾鷲材の販売量の拡大、林業の活性化につなげたいと考えており、林業関係者からも事業の開始を強く期待されているところであります。

また、地域の雇用情勢が厳しい中で、緊急雇用創出事業により森林総合研究所との契約地である川原木屋団地において、間伐のための選木調査を行い、雇用・就業機会をつくってまいります。

林業基盤整備事業につきましては、平成 22 年度の国の補正予算で採択を受けた林道主ヶ谷線の舗装事業を平成 23 年度も引き続き行ってまいります。また、林道沿線環境整備事業として、側溝や横断溝の堆積土砂の取り除きや路側の草刈り整備を行い、降雨浸食等から路面を守り、通行の安全性を確保してまいります。さらに、平成 24 年度からの主伐計画に合わせて林道口窄線、狼坂線及び新八鬼山線の改良事業を行い、木材搬出に係る経費の縮減や安全性の確保に努めていきたいと考えております。

次に、農業振興についてであります。

平成 22 年度に試験的に実施された農業者戸別所得補償制度につきましては、平成 23 年 4 月からいよいよ本格実施となります。麦、大豆等の畑作物についても対象が拡大されるなど、若干の変更点はあるものの、本市における交付対象は昨年度と同様となる見込みで、対象農家の皆様には、先日、改めて制度内容のご案内を送付させていただいたところであります。

次に、天満地区で実施しております中山間地域等直接支払交付金事業につきましては、耕作放棄地の発生防止を目的に約 23 ヘクタールの農地において 16 軒の農家と 1 件の農業生産法人との間で平成 22 年度から 5 力年の集落協定を締結し、農地の保全や農道等の維持・管理に取り組んでいただいております。

なお、天満地区におきましては、平成 23 年度に樹園地内の水路兼用道路の改修工事の実施や県単小規模土地改良事業による農道北浦水地線の舗装改修工事の実施も計画しております。

また、平成 22 年度から本格的に運用が始まった改正農地法につきましては、農地の利用状況調査や担い手への農地集積の円滑化事業など、食料自給率の向上に向けた農地の適切かつ効果的な利用についての責務が増してきております。このことから、新制度の周知徹底及び法律の適正な運用を行うとともに、農業委員会と協力し、小規模農家や株式会社、NPO 法人等を含めた多様な担い手が農業参入できる環境整備を進めてまいります。

次に、獣害対策についてであります。

全国的に野生鳥獣による被害が深刻化、広域化している状況にかんがみ、国におきましては、平成23年度、鳥獣被害防止総合対策交付金の緊急対策枠として、従来の予算枠に加え、約100億円の予算措置が講じられました。具体的な支援策といたしましては、農家が自力で侵入防止柵を設置する場合の資材への定額補助や、樹木を伐採して野生動物の生息域との間に大規模な緩衝帯を整備する事業への助成、誘導捕獲わなや発信機を活用する取り組み等について、従来よりも助成額が拡充されるものです。県におきましても、従来の被害防除への対策に加え、新たに有害鳥獣の駆除、個体数調整に向けた支援策が創設されることとなっております。

本市におきましても、獣害パトロール員による見回りや追い払いを行い、猿の生息域の把握や被害多発地域での追い払い効果など、一定の成果が出ております。また、要望のある自治会・地区会におきまして、獣害勉強会を随時開催し、獣害に対する知識や対策方法を地域全体で共有していただくとともに、集落ぐるみで追い払いを実施いただける地域につきましては、追い払い用の花火の提供などの支援も行ってまいります。さらに、市政懇談会等で要望の多かったシカ対策につきましても、県と協議を進めながら、こうした支援策での対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、海洋深層水事業についてであります。

昨年2月26日に発生し、みえ尾鷲海洋深層水事業に多大の影響を出した取水管損傷事故につきましては、改修整備事業工事の完成以降、順調に取水・分水を行っております。現在、湾内の取水管及び送水管の敷設ルート付近における船舶の投錨をなくすため、ルート上に灯浮標を設置するとともに、陸上から敷設ルートのエリアを示すレンジライトを設置する工事を行っており、完成時には敷設ルートとあわせてブイやレンジライトについても広く周知してまいります。

一方、事故の原因者と思われる船舶に対しましては、事故の原因究明及び復旧工事等に要した費用3億5,350万5,569円の損害賠償請求訴訟を津地方裁判所に起こし、昨年12月22日に第1回の裁判期日が、2月7日には第2回が行われました。一方で、相手側が神戸地方裁判所において船舶所有者等責任制限手続を開始するという複雑な状況になっております。本市といたしましては、顧問弁護士と緊密な連携を取りつつ、損害賠償請求訴訟に係る裁判を進めてまいります。

さて、海洋深層水事業は、本市の地域振興の核となる事業であり、今まで以上

の利活用促進を図っていかなければならないと考えております。しかしながら、事故の影響もあり、特に市外における企業や事業者への分水量が減少していることから、いま一度、海洋深層水のPRに私みずからもトップセールスを行いながら、利活用企業や事業者の再開拓に取り組んでまいります。

さらに、現在取り組んでいる海洋深層水多段活用型陸上養殖試験事業につきましても、平成23年度が最終年度であることから、ハバノリ、アワビ、ナマコ、サツキマスの試験養殖を組み合わせた養殖モデルを確立させ、事業化につなげてまいります。

一方、海洋深層水事業がスタートして5年が経過し、施設の維持管理や、このたびの事故などのリスク負担も踏まえた上で、使用料の見直しが必要であります。このことから、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例第19条で定めている使用料の範囲内での料金改定を行いたいと考えております。利活用されている皆様にはご負担をお願いすることになりますが、海洋深層水事業の推進にご理解、ご協力を賜るとともに、海洋深層水の利活用推進にご支援をいただきますようお願いいたします。

次に、商工振興事業についてであります。

平成21年度から尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会と協働で地域の活性化策として取り組んでおります尾鷲まるごとヤーヤ便は、予想を上回る反響があり、平成22年度は939名の皆様に申し込みをいただきました。平成23年度も引き続きヤーヤ便の準備を進めており、市内事業者の皆さんからいただいた商品の提案をもとに、先般、有識者で構成する商品選定審査会を開催し、ヤーヤ便に入れるアイテムがほぼ決まったところです。これを踏まえ、新しいカタログを作成し、4月中旬には申し込みの受け付けを開始する予定であります。地域のすぐれた産物を都市部の皆様にも広く知っていただき、本市の商工振興につなげるとともに、観光等の地域の情報紙も商品とともにお届けすることで、観光集客にも波及効果のある取り組みとなるようPRに努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、これとあわせて、流通促進や販路開拓に向けた取り組みについても、引き続き尾鷲商工会議所や尾鷲観光物産協会と連携して進めてまいります。

さらに、平成21年度から取り組んでいる魚あらの機能性成分や未利用魚の有効活用に向けた委託研究事業につきましても、平成23年度が最終年度となることから、地域資源としての付加価値や新たな事業展開を図り、事業化に結びつけ

ることができるよう取り組んでまいります。

一方、昨年11月からスタートしたスタンプ事業につきましては、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会、尾鷲市商店会連合会等で検討・準備し、市内62事業者の参加のもと組織された尾鷲よいここスタンプ会が主体となって運営されております。年末の12月4日から19日までの16日間で行われた歳末スタンプ2倍セールでは、通常の2倍のスタンプがいただけるとのことで集客がアップしました。また、金券台紙を抽選券とした新春大抽選会が開催され、海外旅行を始め総額60万円の豪華な賞品が当たり、好評を得ました。スタンプ事業により市内での買い物がより楽しくなり、地域での消費活動を刺激する効果が生まれ、また、加盟店ではスタンプによる独自のサービスやスタンプ2倍・3倍セール等を行うなど、集客を図るツールとしても利用価値の高いものとなっております。

次に、貸付金制度等についてであります。

本市では、平成10年度より尾鷲市小規模事業資金融資制度を設け、市内に住居及び主たる事業所を有し、保証協会の保証対象業種の小規模事業者が行う設備資金や運転資金を対象に300万円を上限に融資してまいりましたが、ここ数年、本制度の利用がない状況となっております。このことから、尾鷲商工会議所及び金融機関と協議の上、平成23年度から融資制度にかえ、尾鷲市小規模事業者振興資金利子補給制度を創設いたします。これは、株式会社日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金貸付金による設備資金や運転資金の融資を受けた事業者の償還利子に対する補給金を交付するもので、借入金利子の一部を補給することで資金調達の円滑化、経営基盤の安定化を図り、小規模事業者を支援してまいります。

また、地域固有の資源等を活用して行う地域密着型産業が創出されるよう支援するため、平成23年度、三重県中小企業融資制度に新設される地域密着型産業創出資金に係る保証料についても、小規模事業資金と同様に補給金の対象とし、これら事業の促進を図ってまいります。

次に、集客交流についてであります。

伊勢神宮式年遷宮や高速道路開通の平成25年を集客交流のターニングポイントとして受けとめており、受け入れ体制の整備や情報発信が重要であります。このことから、平成21年度から取り組んでいる尾鷲海洋深層水温浴活用進化事業が平成23年度で最終年度となることから、夢古道の湯の海洋深層水の効能・効果の立証や新しい湯のデザインを確立させ、入浴客の増加を図ってまいります。

また、集客能力が高い夢古道おわせや熊野古道センターなどと連携する個性的で魅力ある交流空間をまちなかに創造し、来訪者だけではなく市民についても誘導と滞留を図り、消費活動を促進させるための計画づくりを進めてきております。市内の商店街の店主を始めとする関係者や国・県等の関係機関の方々にもオブザーバーとして参加していただいている検討会を中心に計画づくりを行っており、現在、最終のまとめを進めているところです。

次に、「魅力あるさかなのまちづくり」の一つとして進めてきました尾鷲よいとこ集客交流事業では、尾鷲に水揚げされる魚を生かした尾鷲よいとこ定食と尾鷲よいとこ鯛カレーの開発とともに、これらをPRするための尾鷲よいとこマップの作成を行っており、今後は、これらの情報発信を行い、消費拡大につなげていきたいと考えております。

一方、おわせ輪内地区まるごと振興協議会の取り組みにつきましては、地区ごとに地域資源を活用した魅力づくりを行い、その魅力を集積することで輪内地区を一体としてとらえた地域振興を図ろうとするものであります。平成22年度は、三木里地区でのコンニャクづくり、もちつき体験やグリーンツーリズムの推進及び受け入れ体制づくり、曾根地区でのつつじ祭りへの支援、ツーデーウォークと連動した梶賀峠のコース開発などに取り組みました。これまでの梶賀地区のあぶりの市内外へのPRや新たな販路開拓、ハラソ祭でのにぎわいづくり、また、三木浦地区における椿油を生かした料理開発や元盛松のウォーキングコース整備などの事業とあわせて、輪内地区でのそれぞれの魅力を連携させながら、一体的な情報発信とともに、平成23年度におきましても、それぞれの魅力づくりを支援してまいります。

次に、新規事業として、観光交流受入施設現況調査及びウォーキングコース情報発信事業を行います。この事業では、観光交流受入施設の現況調査や観光関連の統計データの分析により課題抽出を行い、関係機関等と連携・協議しながら、受入施設の整備や支援について検討してまいります。また、ツーデーウォークで開発してきましたウォーキングコースを常時楽しんでいただくためのコースマップ作成やホームページ等による情報発信を行い、集客の増加を図ってまいります。

一方、尾鷲観光物産協会におきましても、まちなかへの誘導や、いやし効果を体感していただく手段として、平成21年度からの3カ年事業で健康増進プログラムの構築に取り組まれておりますが、平成23年度は、このプログラムのほか、尾鷲独自の魅力を生かした地域密着型の旅行商品の開発や、みずからがこの旅行

商品の企画ができるように法人化への取り組みが進められることになっております。これらにより、本市の集客交流施策を担う中核的な組織になるものと考えております。

次に、第24回尾鷲磯釣大会につきましては、一部は1月8日から2月13日までのロングラン大会、一部は2月27日の1日大会で行われました。今大会の期間中には、関西・中京方面を中心に延べ4,100名の釣り人が尾鷲の各磯で腕前を競い合っていたいただき、大会を無事終了されました。大会開催に当たりまして、ご尽力いただきました実行委員、並びにご協賛いただきました関係機関の方々にお礼を申し上げる次第であります。本大会につきましては、釣りのまち、釣りのメッカとしてのPRとともに、「魅力あるさかなのまち」として、さらに集客につなげるため、今後も引き続き開催していただきたいと考えております。

次に、福祉施策についてであります。

まず、子育て支援についてであります。国におきましては、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現に向け、平成25年度から新たに始まる子ども・子育て新システム制度の構築に向け、検討が重ねられております。本市におきましても、平成21年度に策定しました尾鷲市次世代育成支援後期行動計画に基づき、「ともに子育てを支えあうまち」を目指して、保育園、放課後児童クラブ、子育て支援センターなどを活用した子育て支援により、安心して子育てができ、仕事と生活の調和がとれた環境への取り組みを進めてまいります。また、平成23年度においては、県の安心こども基金を活用し、市内すべての保育園にAEDを設置して、より安心できる保育環境の提供にも努めてまいります。

次に、ひとり親家庭への支援についてであります。

近年、増加傾向にある母子家庭等については、その自立を支援することが重要となっており、従前の児童扶養手当に加え、看護師や保育士などの資格を取得する母親に対して補助金を支給する高等技能訓練促進事業を継続し、自立の後押しを図ってまいります。

次に、高齢者施策についてであります。

高齢者保健福祉計画は、3年ごとに介護保険事業計画の見直しに合わせて策定しており、平成23年度においては、より実効性のある計画を策定してまいります。また、緊急通報システム管理や食の自立支援事業も引き続き実施し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができる支援にも取り組んでまいります。

次に、障がい者施策についてであります。

障がいのある方々の多くは、地域とのかかわりを持ちながら、住みなれた地域で家族とともに、または自立して生活することを望んでおります。このため、一人一人のニーズに応じた各種サービスの充実、生活する場所、働く場所、教育の場の充実に取り組んでいく必要があります。

平成23年度からは、第2期紀北地域障がい者福祉計画に基づき、自立した生活を送るため、生活介護、就労継続支援、相談支援などの地域生活支援の充実を図っていくとともに、就労促進のための相談、職場開拓、仕事を継続するための就労後フォローアップなどの総合的な就労支援に努めてまいります。また、障がいの早期発見、療育のために、専門職の継続した支援や医療機関・保育園・幼稚園等の関係機関の密接な連携に努め、途切れのない療育支援体制の充実に努めてまいります。

次に、健康づくりについてであります。

過疎・少子高齢化が続く中、生活環境の変化に伴い、健康に関する価値観も多様化しています。しかしながら、健康は生活の基本であることに変わりはなく、「健やかに生まれ、健やかに育ち、健やかに老いる」ことを基調として、ライフサイクルに応じて各種の保健事業を実施してまいります。特に、安心して子どもを産み育てるという観点から、次世代育成支援行動計画に基づき、母子手帳の交付から、出産、子育てへと、赤ちゃん訪問や健康相談、育児教室等を通して支援してまいります。平成23年度においても、妊婦健康診査費用や子宮頸がん予防ワクチン等任意予防接種費用を引き続き助成してまいります。

成人の保健事業につきましては、脳卒中予防事業を中心に生活習慣病予防教室等の開催、各地区での健康相談、健診後の特定保健指導の実施などを通して、健康知識の普及啓発、生活習慣改善の実践を進め、あわせて、がん検診の受診勧奨に努め、がんの早期発見、早期治療につなげてまいります。高齢者の保健事業につきましては、高齢者保健福祉計画、介護予防計画に基づき、一般介護予防普及啓発事業として転倒予防教室を始めとする各種教室や健康体操の普及に努めてまいります。

医療、福祉、教育等各関係機関及び市民団体の各組織の皆様との連携を強化し、市民ぐるみで健康づくりに取り組む体制を築き上げていきたいと考えております。

次に、地域医療についてであります。

尾鷲総合病院を取り巻く環境は相変わらず厳しい状況です。しかし、厳しい中

にも明るい展望もあります。市民の皆様が待ち望んでおられました眼科の常勤医師が4月1日から着任することとなりました。眼科の常勤医師の確保により、毎日の外来診療だけでなく、白内障等の手術も可能となり、安心して入院治療を受けていただくことができます。本病院の開設者として大変喜んでおるところであります。

平成23年度も引き続き三重大学を始めとする医療機関にご協力をいただき、少しでも医師を確保できるよう鋭意努力してまいります。市民の皆様にも医師確保に向けたよい情報などがあればご提供をお願いいたします。尾鷲総合病院は市民の皆様により支えられている病院であることから、今後も維持していくために市民の皆様のご協力とご支援をお願いいたします。

次に、環境施策についてであります。

まず、ごみの減量化の推進についてであります。本市では平成12年度に開始した分別収集によるごみの資源化や、リデュース・リユース・リサイクルの3R運動を展開する一方で、レジ袋を有料化するなど、市内で発生するごみの抑制に努めてまいりました。これらのことから、ごみの処理量は全体的に減少しているものの、再資源化に要する費用、焼却灰等の処理費、施設整備費など、今後のごみ処理費用はさらに増加が余儀なくされることが懸念されます。

国においては、平成17年5月に、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の基本方針が改正され、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」との記載が追加され、国の施策の方針として一般廃棄物の有料化を推進すべきであると明記されています。

本市においては、平成21年2月に、尾鷲市廃棄物減量等推進審議会から、ごみ処理の有料化はごみの減量化に最も有効な方策である旨の答申を受けましたが、有料化を実施するまでには至っておりません。ごみを減らす取り組みは、収集運搬やごみの処理コストの軽減とともに、清掃工場の延命策にもつながることになります。そのため、平成23年度に尾鷲市廃棄物減量等推進審議会を開催し、社会情勢の変化に対応したごみの減量策を協議するとともに、ごみの有料化について市民の皆様と改めて検討を進めてまいります。

次に、清掃工場の主な補修工事についてであります。平成23年度には煙突内筒取替工事と2号炉耐火物補修工事を予定しております。清掃工場の煙突につ

きましては、平成12年度に改修工事を行っていますが、現状では煙突内筒の腐食が著しく、煙突中央部では当初6ミリメートルの材料肉厚が2.5ミリメートルまで薄くなっており、頂頭部においては既に穴のあいている箇所が確認されていることから、煙突内筒の取りかえ工事を実施いたします。

2号炉の耐火物補修工事につきましては、平成22年度の施設点検において、再燃室左壁のキャストの脱落と燃焼室右壁に耐火レンガの浮き上がりが確認されており、放置すればケーシングの損傷につながることから、平成23年度早々に補修工事を実施してまいります。

また、懸案となっている広域新ごみ処理施設の建設に係る担当者協議につきましては、市町それぞれの事情から建設時期、建設場所等の具体的な内容を詰めるまでには至っておりませんが、引き続き建設に向けた協議を進めてまいります。

次に、防災対策についてであります。

東海地震はいつ起きてもおかしくないと言われており、東南海地震においても今後30年以内に発生する確率が60%から70%であったものが、70%に上方修正されました。先日、ニュージーランドにおいて大きな地震が発生し、多くの方々が被災されており、深く哀悼の意を表します。これは、地球の遠い地域のことではなく、私たちも改めて心しなければなりません。本市におきましては、地震・津波対策はもとより、台風の常襲地域であることから、その対策や近年の局地的な豪雨に対する対策も重要であります。このことから、災害時において減災に向けた対策が喫緊の課題となっており、住民と行政とが自助・共助・公助の観点のもと、それぞれの独自性を生かしながらも一体となった取り組みが求められています。

平成22年度には、その取り組みの一つとして、古江地区をモデル地域に、住民みずからの意志で主体的に災害に備える意識の醸成を図ることを主眼とした住民主導型避難体制確立事業において、3月6日に古江区独自のハザードマップが作成され、その報告会が古江公民館で開催されます。平成23年度におきましても、この事業を継続して実施してまいりますので、市民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

また、この取り組みや成果を広く住民の方にも共有していただくとともに、他の地域への広がりを目指して、同日3月6日の夜7時から中央公民館において「尾鷲市の地域防災を考える」と題して、群馬大学の片田教授による講演会を開催いたしますので、多くの皆様にご参加をお願い申し上げます。

次に、土砂災害相互通報システムネットワークの補完整備についてであります。

平成22年度から災害時における住民と行政の相互通報機能を強化することを目的に、県の受託事業として、既存通信インフラに依存しない自己完結型の通信インフラ網を進めており、南輪内地区と三木里などを先行して整備しているところであります。平成23年度には市内全域が整備できるように、県に予算の配分を強く要望し、市民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、学校教育についてであります。

平成22年度から実施いたしました尾鷲中学校での生徒指導研究推進事業及び学習支援事業等につきましては、学びの共同体の手法を取り入れた授業改革を推進し、学習支援ボランティアの方々のご支援・ご協力をいただき、生徒たちにいい教育環境が戻りつつあります。教職員も研修等に積極的に参加し、能力向上、生徒指導の充実に向けて一丸となって取り組んでおり、ある程度の成果も見られることから、平成23年度も継続してまいります。

また、平成22年度から実施いたしました外国語活動ボランティア事業につきましても、平成23年度からの小学校外国語活動の完全実施に向け、さらなる充実を目指してまいります。

次に、幼保小中育ちのリレーについてであります。

就学前、小学校、中学校がともに連携することにより、それぞれの教師が児童・生徒の実態を把握し共通理解を得るとともに、指導力の向上が図られたことから、平成22年度は県の補助事業で実施いたしましたが、平成23年度は市単独により継続してまいります。

次に、サポートティーチャー活用事業についてであります。

平成23年度には、市単独で臨時講師を2名雇用し、1名は不登校児童・生徒等に対応する心のケアを中心に業務に当たり、もう1名は中学校における基礎学力の確実な習得に向け、サポートしていく業務に当たります。児童・生徒一人一人に心のケアやきめ細かい指導を行うことにより、学校生活の安定化や学力の向上を図ってまいります。

次に、学校施設の耐震化についてであります。

尾鷲小学校及び尾鷲幼稚園の耐震補強及び改築工事につきましては、平成22年度中に実施設計を完了し、平成23年度の夏休み中に鉄筋コンクリート構造の東棟及び西棟の改修と耐震補強工事を行い、その後、木造校舎の解体及び改築に取りかかり、平成24年3月の完成を目指してまいります。また、輪内中学校に

つきましても、平成23年度中に基本計画及び実施設計を終え、平成25年3月の完成を目指してまいります。その他の学校につきましても、国の学校耐震化に関する予算等の動向を注視する中で、小中学校耐震整備総合計画に基づき、順次進めてまいります。

次に、尾鷲中学校の第二屋内運動場（武道場）の建設についてであります。

平成22年11月に実施設計に着手し、新学習指導要領が完全実施される平成24年度を目途に、第1棟校舎跡地へ第二屋内運動場（武道場）を建設いたします。主な構造といたしましては、木造平屋建て約500平方メートルで、10メートル四方のコートが2面とることができ、男女更衣室2部屋と倉庫1部屋を整備いたします。建設に当たっては、地元尾鷲ヒノキをふんだんに使ってまいりたいと考えております。

次に、三重大学教育学部との地域連携協力協定についてであります。

三重大学には、教育を始め、病院、産業振興などさまざまな分野でご協力をいただいております。改めてお礼を申し上げます。うち教育の分野においては、平成22年12月に、三重大学教育学部が本市の天文科学館の施設及び設備を使って、大学の設備だけでは遂行できない実習・教育・研究活動を通して研究教育活動のさらなる充実を図るとともに、成果の社会還元や市民との交流を通して、その価値を発信することで地域の活性化を図ることを目的に、三重大学教育学部と本市が地域連携協力協定を締結いたしました。平成23年度は、大学との連携をより一層図り、美しい天体画像の発信や大学の研究成果の発表を始め、天文、宇宙の教育普及を目的とした人材交流などにより天文科学館を広くPRし、市内外からの来訪者の増加を図りたいと考えております。

なお、天文科学館に限らず、さまざまな分野での研究を進めるための拠点として、市役所地下会議室に三重大学連携室（仮称）を設置する予定であります。

次に、須賀利大池地区の天然記念物指定についてであります。

須賀利大池地区は、昭和50年12月に吉野熊野国立公園に組み入れられ、自然の保護と利用を目的に、現在、国立公園の特別地域に指定されております。同地区には、日本に残された数少ない海跡湖があり、豊かな自然、独特な地形や地質、貴重な植物などが残っております。このことから、本市の文化財に指定するため、調査・検討を行ってきたところですが、平成22年1月と8月に、文化庁、県とともに合同調査を行った結果、同地区の自然環境は日本にとって非常に価値が高いものであり、国指定の天然記念物として保護に値する貴重なものであると

のご意見をいただきました。国の天然記念物指定を受けることは、地区の貴重な自然を保護するばかりではなく、前面に広がる元須賀利浦の豊かな海の保全にもつながり、これら豊かな自然を次世代に残す意味でも非常に有益なことだと考えております。指定に当たりましては、須賀利地区及び地権者の皆様のご理解、ご協力が必要であることから、先般、須賀利区の定期総会において、区民の皆様に概要をご説明させていただきました。今後、さらなるご理解とご協力をいただくため、説明会を行ってまいりたいと考えております。

次に、高速道路についてであります。

近畿自動車道紀勢線の進捗状況につきましては、海山インターから尾鷲北インターまでの区間は、平成23年度中の供用開始に向け、工事が進められているところであります。大内山インターから紀伊長島インターまでの区間は、平成24年度中に完成予定であり、紀伊長島インターから海山インターまでの区間は、平成25年度の供用開始に向け、工事が進められております。一方、国道42号熊野尾鷲道路の賀田インターから新鹿インター間も、平成25年度の供用開始に向け工事が進められているところであります。また、国道42号の休憩施設、トイレ、その他関連施設を備えた道の駅につきましても、適地選定や運営方法などについて本格的な検討を始めたいと考えております。

次に、大曾根コミュニティセンターの建設についてであります。

平成22年度財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成金事業の採択を受け、平成22年度末の完成に向けて着々と工事が進んでおります。本事業は大曾根区が事業主体となり、財団法人、尾鷲市、大曾根区が建設費を補助・負担し建設しているもので、大曾根区の役員の皆様を始め、地区の皆様にご尽力をいただいております。工事の進捗状況につきましては、センター本体工事に関しましては、ほぼ完成し、現在、センター内の備品等の整備を行っていただいております。完成後は、大曾根区の地域活動の拠点施設として、また、災害時における避難所や地区公民館として生涯学習施設の役割を担い、みんなが集い、使い勝手のよいコミュニティセンターとしてご活用いただきたいと思いますと考えております。

続きまして、今回提案しております議案第3号「尾鷲市暴力団排除条例の制定について」から議案第22号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの20議案についてご説明いたします。

議案第3号「尾鷲市暴力団排除条例の制定について」につきましては、昨年10月に三重県は、社会の不安要因である暴力団を社会経済活動から排除する

ことを目的に「三重県暴力団排除条例」を制定し、各市町に対しても暴力団排除活動の強化に関する強い要請がなされました。本市といたしましても、市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に本条例を制定するものであります。

次に、議案第4号「住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」につきましては、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する取り組みを強化するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第5号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、現在、同条例第8条第1項に規定する出産育児一時金は、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に39万円に引き上げて支給していたものを、平成23年4月から恒久化するために一部改正するものであります。

次に、議案第6号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」につきましては、字句の訂正に伴う一部改正であります。

次に、議案第7号「平成23年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から議案第17号「平成22年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」までの11議案についてご説明いたします。

本市の財政見通しは、歳入面では依然とした経済不況の影響により税収入は減少見込みであり、普通交付税においても、昨年実施された国勢調査による人口減少の影響により、平成23年度交付額から大幅な減額となることが予想されます。一方、歳出面では、集中改革プランに基づき、人件費の削減を始め、歳出削減に努めているものの、扶助費や公債費などが増加し、大幅な経費の削減は難しい状況にあり、引き続き厳しい財政運営が続くこととなります。しかしながら、このようなときこそ地域資源を利活用した地域の活性化に結びつく施策が重要であると考えており、限られた予算ではありますが、おわせ元気・満足度アップ事業として「魅力あるさかなのまちづくり」の推進に7事業を複数の課が連携して推進してまいります。

また、平成23年度当初予算に計上予定でありました尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業及び尾鷲中学校第二屋内運動場（武道場）整備事業につきましては、国の補正予算、過疎対策事業債が活用できることから、前倒しをして平成22年度補正予算（第7号）に計上させていただき、繰越事業として実施してまいります。

今回の平成22年度一般会計補正予算（第7号）と平成23年度一般会計当初予算を一体のものととらえ、事業を推進してまいります。

平成23年度一般会計当初予算は、対前年度比5億700万円増額の87億9,400万円といたしました。

それでは、平成23年度当初予算についてご説明いたします。

お手元に配付の平成23年度当初予算主要事項説明をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比6.1%増の87億9,400万円、特別会計の国民健康保険事業会計は5.1%減の26億6,719万7,000円、老人保健医療事業会計は、平成22年度をもって制度が廃止となることから皆減としております。今後は一般会計にて引き継ぎ、事務を行ってまいります。

後期高齢者医療事業会計は0.6%増の5億1,527万8,000円、公共下水道事業会計は前年度と同額の276万6,000円、企業会計においては、病院事業会計で0.1%増の48億6,117万3,000円、水道事業会計で19.0%増の9億4,155万円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比3.0%増の177億8,196万4,000円とするものであります。

次に、一般会計の歳入予算についてご説明いたします。

2ページをごらんください。

市税につきましては、対前年度比0.5%減の22億2,825万6,000円を計上しております。主な要因としましては、地域経済の低迷による個人市民税の減少、新築家屋や設備投資の減少による固定資産税、都市計画税の減少などによるものです。

地方消費税交付金は、前年度と同額の1億6,000万円を見込んでおりますが、平成22年度交付見込み額1億8,000万円からは11.1%の減、自動車取得税交付金は16.7%減の2,500万1,000円の計上となっております。これらは、エコ関連の減税や補助金の廃止・縮減の影響による購買力の低下による減少を見込んだものであります。

地方特例交付金は、90.0%増の3,800万円を計上しておりますが、これは、子ども手当創設による地方負担の増加に対する補てん分の増額によるものであります。

地方交付税につきましては、1.7%の増で5,400万円増の32億8,200万円の計上となっておりますが、国勢調査による人口減少の影響に

より、平成22年度交付決算見込み額からは8.4%減の3億288万5,000円の大幅な減額としております。

国庫支出金は、26.6%増の9億7,581万円を計上しております。この主な要因は、平成22年度当初予算では児童手当国庫負担金で予算計上していましたが、平成23年度では子ども手当国庫負担金として予算計上となるための増額が主なものであります。

県支出金は、39.7%増の7億5,686万1,000円を計上しております。この主な要因は、環境美化推進事業などに係る三重県緊急雇用創出基金事業市町等補助金1億2,029万4,000円と、グループホーム整備に係る介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金等4,365万円などによるものであります。

市債につきましては、過疎対策事業債のソフト事業分の増加などにより15.7%増の6億2,160万円を計上しております。

予算編成に当たり、不足する財源につきましては、財政調整基金を2億2,344万円のほか、その目的に沿って、合わせて2億3,125万5,000円の取り崩しを計上しております。

次に、一般会計歳出予算の主な概要についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比6.4%増の47億3,731万8,000円となっております。この内容は、人件費において0.9%増の17億5,036万7,000円を計上しております。一般職員につきましては、定員適正化計画による正規職員の削減等により減少しておりますが、議員年金制度廃止による議員共済費の増額、一般職員の退職手当の増額等により人件費全体では増額となっております。

扶助費につきましては、児童手当から子ども手当への制度改正による増額と保育所運営費の増加などにより15.7%増の18億7,189万7,000円を計上しております。

公債費は、1.3%増の11億1,505万4,000円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費につきましては、平成23年度より資源ごみ収集運搬業務を民間委託で実施することから、その業務委託料と、三重県緊急雇用創出基金事業を活用した環境美化推進事業などの臨時雇い賃金の増により17.9%増の15億4,195万9,000円を計上しております。

補助費等は、三重紀北消防組合への負担金の減少などにより1.3%減の9

億 7,747万1,000円を計上しております。

繰出金は、紀北広域連合分担金、国民健康保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金がいずれも増額となるため、4.8%増の8億8,813万3,000円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費の総額は、1.5%減の5億5,581万5,000円の計上です。その内容は、補助事業費においては、緊急津波対策海岸保全事業などにより14.8%増の2億634万3,000円です。単独事業費では、清掃工場煙突改修工事などを実施いたしますが、2.9%減の3億1,175万9,000円を計上しております。県営事業負担金は、尾鷲港港湾改修事業地元負担金の減額などにより40%減の3,200万円、受託事業費は、受託造林費で42.7%減の571万3,000円をそれぞれ計上しております。

続きまして、債務負担行為であります。

17ページをごらんください。

現在のコンピューター機器の借上げ期間が満了することから、情報系コンピューター機器借上料として、その期間を平成24年度から平成28年度まで、限度額を3,302万1,000円とするものであります。

次に、庁内ネットワーク機器借上料につきましても、借上げ期間が満了することから、その期間を平成24年度から平成28年度まで、限度額を1,575万9,000円とするものであります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

18ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、対前年度比5.1%減の26億6,719万7,000円を計上しております。

主な要因としましては、保険給付費と共同事業拠出金が減少見込みであることによるものであります。

次に、19ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、対前年度比0.6%増の5億1,527万8,000円を計上しております。これは、療養給付費の増による広域連合負担金の増によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、昨年度と同額の276万6,000円を計上しております。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

20ページをごらんください。

病院事業会計につきましては、対前年度比0.1%増の48億6,117万3,000円を計上しております。業務の予定量は、入院が1日平均222人、年間延べ8万1,106人、外来が1日平均464人、年間延べ11万3,153人を見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入は41億9,004万4,000円、支出は44億9,220万9,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は2億3,045万4,000円、支出は3億6,896万4,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,851万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

次に、債務負担行為につきましては、学資貸与金は、その期間を平成24年度、限度額を240万円、次に、財務会計システム更新事業は、その期間を平成24年度、限度額を350万円とするものであります。

次に、21ページをごらんください。

水道事業会計につきましては、対前年度比19.0%増の9億4,155万円を計上しております。業務の予定量は、給水戸数1万140戸、年間給水量457万立方メートル、1日給水量1万2,520立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入は6億5,216万円、支出は5億4,261万9,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は4,674万3,000円、支出は2億8,939万円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4,264万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

次に、債務負担行為につきましては、矢浜浄水場警備業務委託は、その期間を平成24年度から平成25年度まで、限度額を60万円、次に、水道部庁舎等清掃業務委託は、その期間を平成24年度から平成25年度まで、限度額を80万円、次に、複写機賃借料は、その期間を平成24年度から平成27年度まで、限度額を110万円とするものであります。

続きまして、平成22年度補正予算についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の補正予算で計上された地域活性化・きめ細かな交付金

を活用した事業と、平成23年度事業として計画しておりました尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業及び尾鷲中学校第二屋内運動場（武道場）整備事業が、平成22年度の国の補助事業として採択される見込みであり、過疎対策事業債も借り入れが可能なことから、事業を前倒して実施することにいたしました。また、購入から30年以上を経過する尾鷲消防署の大型高所放水車につきましても、地域活性化・きめ細かな交付金と過疎対策事業債を活用し、購入しようとするものであります。なお、これらの事業はいずれも繰越事業として実施してまいります。

それでは、お手元に配付の平成22年度一般会計補正予算（第7号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計は12億1,194万2,000円を増額、国民健康保険事業会計は1,919万2,000円を減額、後期高齢者医療事業会計は3,044万7,000円を増額、病院事業会計は2億802万2,000円、水道事業会計は2,641万円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を198億4,127万4,000円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主な概要につきましてご説明いたします。

市税では、法人市民税と固定資産税が大幅に増収見込みであることから、1億1,023万3,000円を増額するものであります。

地方特例交付金2,021万2,000円の増額は、子ども手当が創設されたことに伴う地方負担増加分の補てんとして措置されたことによるものであります。

地方交付税2,941万3,000円の増額は、国の補正予算に伴い普通交付税が増額となったものであります。

国庫支出金3億392万4,000円の増額は、国の平成22年度補正予算第1号、地域活性化交付金7,339万7,000円の追加や、安全・安心な学校づくり交付金2億4,525万5,000円の追加などによるものであります。

県支出金623万7,000円の減額は、海洋深層水取水施設改修整備及び再発防止に対する事業調整制度補助金2,000万円の追加と、参議院議員選挙などの事業費の確定による1,156万2,000円の減額などによるものであります。

財産収入88万3,000円の増額は、支障木売却収入85万5,000円など

によるものであります。

寄附金は、一般寄附金として1件30万円、ふるさと納税1件5万円の増額と、水産振興事業寄附金2件4,000円の増額による35万4,000円の増額であります。

諸収入1,211万円の減額は、土砂災害情報相互通報システム整備事業受託収入1,677万8,000円の減額が主なものであります。

市債7億3,230万円の増額は、当初予算では事業別の起債で予算計上しておりましたが、過疎対策事業債への変更による増額と過疎対策事業債のソフト事業分として起債が可能となったこと、事業費の確定による起債額の確定、さらには今回、前倒し事業で実施する学校耐震整備事業などの追加によるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

議会費224万円の減額は、議会運営費の普通旅費の減額などによるものであります。

総務費2億2,100万7,000円の増額は、普通退職に伴う退職手当の増額と、財政調整基金や住民生活に光をそそぐ基金の積立金の増額などによるものであります。

民生費6,342万3,000円の減額は、国民健康保険事業特別会計繰出金641万4,000円の増額と、入所者の減による養護老人ホーム聖光園指定管理料1,380万円の減額や保育所運営費1,943万9,000円の減額などが主なものであります。

衛生費1,057万1,000円の増額は、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料が事業費の確定による672万円の減額と、国の補正予算、地域活性化交付金(きめ細かな交付金)を活用し、繰越事業として実施する清掃工場2号炉耐火物補修工事費として3,990万円の追加が主なものであります。

農林水産業費3,135万5,000円の減額は、国の補正予算を活用し、繰越事業として実施する林道主ヶ谷線舗装工事費1,800万円の増額と、みえ尾鷲海洋深層水取水施設改修整備工事費3,480万円の減額が主なものであります。

商工費239万9,000円の減額は、魚あら・未利用魚の有効活用システム研究事業委託料143万4,000円の減額などによるものであります。

土木費48万5,000円の増額は、木造住宅耐震補強補助金301万円の増

額と、事業費の確定による急傾斜地崩壊対策事業地元負担金 200 万円の減額などによるものであります。

消防費 1 億 3,666 万 9,000 円の増額は、尾鷲消防署の大型高所放水車購入による 1 億 3,724 万 9,000 円の増額などによるものであります。大型高所放水車は、購入後 30 年以上を経過し、今後の使用が困難となったことから、地域活性化交付金（きめ細かな交付金）と過疎対策事業債を活用し、繰越事業として実施するものであります。

教育費 9 億 4,262 万 7,000 円の増額は、尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業 7 億 7,538 万 2,000 円と、尾鷲中学校第二屋内運動場（武道場）整備事業 1 億 2,417 万 4,000 円の追加と、地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）を活用して実施する、学校図書及び公民館図書購入費 617 万 2,000 円の追加が主なものであります。

次に、繰越明許費であります。

8 ページをごらんください。

4 款衛生費、2 項清掃費の清掃工場 2 号炉耐火物補修事業を始めとする記載の 7 事業につきましては、国の補正予算、地域活性化交付金（きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金）などを活用して実施する事業で、年度末までの期間が短いことから、年度内で執行することが困難なため繰越事業とするものであります。

債務負担行為補正は、夢古道おわせ指定管理料（管理費追加分）は、その期間を平成 23 年度から平成 24 年度まで、限度額を 147 万円とするものであります。これは、水道料金の値上げに伴い、増加する管理費を追加するものであります。

次に、特別会計についてご説明いたします。

9 ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、1,919 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 27 億 3,573 万 7,000 円とするものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税が 2,850 万 4,000 円の増額、共同事業交付金 5,520 万 3,000 円の減額は、保険財政共同安定化事業交付金 4,804 万 9,000 円の減額が主なものであります。

繰入金 641 万 4,000 円は、保険基盤安定繰入金として一般会計から繰入れるものであります。

歳出につきましては、保険給付費 6 7 2 万 8 , 0 0 0 円の増額は、退職分保険給付費の増額、共同事業拠出金 2 , 8 9 6 万 9 , 0 0 0 円の減額は、保険財政共同安定化事業拠出金などの減額、諸支出金は一般被保険者返還金の増額によるものであります。

次に、1 0 ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、3 , 0 4 4 万 7 , 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算総額を 5 億 5 , 0 6 4 万 5 , 0 0 0 円にするものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料は 2 6 3 万 1 , 0 0 0 円の減額、繰入金は、保険基盤安定繰入金などの減額により 3 5 6 万 1 , 0 0 0 円の減額であります。諸収入は、前年度精算金などにより 3 , 6 6 3 万 9 , 0 0 0 円の増額であります。

歳出につきましては、広域連合負担金で、一般管理負担金の減額などにより 6 1 7 万 5 , 0 0 0 円の減額であります。

諸支出金で 3 , 6 6 2 万 2 , 0 0 0 円の増額は、前年度精算金 3 , 6 6 2 万 2 , 0 0 0 円を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

1 1 ページをごらんください。

病院事業会計は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の補正であります。

収益的収入では、医業収益で患者数の減少等により 1 億 2 , 1 7 3 万 7 , 0 0 0 円の減額、医業外収益で事業量の確定による国・県補助金の 5 5 万 5 , 0 0 0 円の増額であります。

収益的支出では、医業費用で退職手当が増額になるものの、給料、期末勤勉手当等の減額と薬品単価確定による材料費の減などにより 1 億 3 4 7 万 1 , 0 0 0 円を減額するものであります。

資本的収入及び支出では、収入の企業債が事業の確定により 8 , 3 8 5 万円の減額、補助金で事業の確定により県補助金 3 9 9 万円の減額、寄附金で地域医療に役立てていただきたいと 1 件 1 0 0 万円のご寄附をいただいたものであります。支出では、建設改良費が機器備品購入費が確定したことによる 8 , 5 8 8 万 7 , 0 0 0 円の減額であります。

次に、債務負担行為補正であります。

債務負担行為補正は、給食業務委託料の限度額を 1 億 4 , 9 0 0 万円から 1 億 2 , 0 8 5 万 5 , 0 0 0 円に変更し、財務会計システム更新事業を廃止するもの

であります。

続きまして、12ページをごらんください。

水道事業会計につきましても、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の補正であります。

収益的収入では、年間給水量が予想を下回る見込みであることから、給水収益の減などにより、営業収益が213万8,000円の減額、営業外収益が預金利息の増による47万5,000円の増額であります。

収益的支出では、営業費用が861万8,000円の減額、営業外費用が160万8,000円の増額であります。

資本的収入では、負担金が30万1,000円の減額であります。

資本的支出では、建設改良費の事業費の確定により1,940万円を減額するものであります。

当初予算主要事項説明の5ページから17ページ及び補正予算(第7号)主要事項説明の4ページから7ページに記載しております主要事項につきましては、冒頭で申し上げました施策と重複する部分もありますので、説明を省かせていただきます。

以上をもちまして、平成23年度当初予算及び平成22年度補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第18号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、個人及び法人から土地の寄附に伴い、市道路線の認定を行うため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、三重交通株式会社に指定期間を1年間と定めて指定管理を行うに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第20号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」及び議案第21号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会に指定期間を1年間と定めて、それぞれ指定管理を行うに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、財団法人尾鷲文化振

興会に指定期間を3年間と定めて、指定管理を行うに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、「尾鷲市暴力団排除条例の制定について」など20議案の提案説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす2日から6日まで議案調査のため休会とし、7日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午前11時37分〕